

社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会  
平成 30 年度 第 2 回 高齢者通所介護施設となりの家 運営推進会議  
議事録

1. 日 時 平成 30 年 12 月 11 日（火曜日）  
開会 午後 2 時 28 分～ 閉会 午後 2 時 53 分

2. 場 所 特別養護老人ホームこころの樹

3. 出席者 鈴木 さつよ（利用者家族代表）  
佐藤 稲子（地域住民の代表者）  
小野 聡子（市役所職員）  
佐々木 秀二（包括支援センター）

※委員総数 5 名中 4 名出席（1 名欠員）

高齢者通所介護施設となりの家  
武田理恵所長

社会福祉協議会  
遠藤 常務理事 山本次長 曾根 課長

欠席者 -

### 1. 開 会

2. あいさつ 遠藤 常務

### 3. 議 事（要旨）

#### ○現況報告

- ・クリスマス時期ということもあり、今日はホットケーキ作りをした。利用者も調理を手伝った。ただ、午前中にやったこのことはもう忘

れている。その瞬間を楽しんでもらえばいいと職員は思っている。

- ・ 12/21～22、イオンタウン塩釜へ外出行事を行った。レストラン四六時中で食事を楽しみ、Bigで買い物をした。鈴木委員を含み家族も3名参加した。有意義な時間だった。
- ・ 日々、ドライブを楽しんでいる。徘徊癖のある人には付き添い、近隣との社会的交流を図っている。

(鈴木委員)

外出行事には楽しく参加させてもらった。

(武田所長)

ご家族とゆっくり話ができる機会がなかなかなかったので、良かったと思う。忙しい中、参加してもらって感謝している。

(鈴木委員)

本人も喜んでいた。家族もそうだ。たまにはいい。

#### ○利用者状況

- ・ 男性5名、女性14名、計19名が利用中。10月にグループホームへ入所された方が1名。入院から入所となった方が1名。
- ・ 独居や高齢者のみ世帯の在宅生活は困難と痛感している。
- ・ 本日、体験利用1名。両耳が聞こえない。仕事に来る感覚を持って通所したので、落ち着いていられなかった。掃除、草取りをした。
- ・ 10/1～、介護度3の女性が利用開始。毎日の利用となるが、周囲と馴染めない。日々、トラブルの危険がある。家族は入浴の希望が強いが、本人はシャワーに強い抵抗を示した。試行錯誤した結果、月曜日に強い拒否があるのでやめた。木曜日だと協力的になる。週2回はシャワーができるようになった。他利用者の学歴を馬鹿にするところ面があり、職員が間に入って止めている。認知症デイは市内にとりの家しかないなので、職員一丸で対応する。

(佐藤委員)

手に負えなくて、受け入れを断ることもあるのか？

(武田所長)

ほとんどない。ただ、精神病になると対応が違い難しい。医師と相談して他種施設へ繋げた例が1件あった。認知症の専門医と相談しながら薬の調節をし、何とか受け入れている。認知症になると体調を伝え

られないので察すること、また、虐待されていないかどうか皮膚の状態観察にも努めている。虐待の相談はあるのか？

(佐々木委員)

ある。今日もあった。

(武田所長)

怪我だけでなく食事を与えない虐待もある。その見極めが難しい。

(鈴木委員)

本人は95歳。今言っていることも分からなくなる。

(武田所長)

鈴木委員は近隣の方々に恵まれ、安心だ。例えば息子が一人で母親を介護していると回りに相談しづらい。

(遠藤常務)

こころの樹の敷地に畑がある。夏にはスイカが実ったが食べたか？

(武田所長)

いただいた。野菜も収穫し味噌汁に入れた。

(遠藤常務)

それでも余ってもったいないスペースになっている。

(武田所長)

これまでのスペースで手一杯だ。

(遠藤常務)

管理していない敷地で、有効利用ができないかと思っている。

(曾根課長)

こころの樹完成前には畑とする構想であった。ただ、人手に余裕がない。思い描いたことができないのが現状。

(武田所長)

それこそ地域のボランティアの方々にやってもらえればいいのでは？

(佐藤委員)

この町内会は高齢者がほとんど。若い方は山田材木のみ。

(武田所長)

交流はあるのか？

(佐藤委員)

震災があつてからは仲がいい。ただ、何かしようかとする高年齢を理由に諦める。

(曾根課長)

たしかにもったいないスペースとなっているので、利用を考えたい。

(山本次長)

以前、塩竈桜の会が桜の苗木を植える計画があつたが、2本ほど植えてストップした。

(武田所長)

虐待と判断する見極めが分からない。介護者の愛情を感じられれば虐待ではないと判断している。

(佐々木委員)

受けている本人がどう感じているかが重要。一生懸命やっている介護が虐待になったりもする。確かに難しい。認知症との兼ね合いもある。塩竈市のマニュアルにはチェックリストがある。それである程度の判断ができる。

(武田所長)

相談したら直ぐに動くものなのか？

(佐々木委員)

虐待防止法で通報があれば市は動かなければならない。48時間以内の事実確認をする。

(武田所長)

となりの家の例は緊急性がないと判断する。

(遠藤常務)

他人が見て虐待と判断すれば通報の義務がある。

(山本次長)

チェックリストで判断するのは事業者？包括？

(佐々木委員)

市と包括で判断するが、チェックリストは配布可能だ。

(山本次長)

事業所で虐待になるかならないかの判断で迷っている。まずは、一報を入れた方がいいのか？

(佐々木委員)

まず包括へ相談。迷っているなら相談。こちらで判断し、緊急性があるなら市へ連絡する。

(武田所長)

そのような場合は、「となりの家から通報」となるのか？

(佐々木委員)

事業所からの通報となる。

(山本次長)

その場合、となりの家管轄の北部1地区か、利用者が住んでいる地区の包括か？

(佐々木委員)

北部1地区包括でいい。

(武田所長)

利用者が言うことを聞かず、家族が無理に引っ張ってアザができるなど日々ある。

(佐々木委員)

それは虐待にあたってしまう。ただ、虐待防止法では虐待している人を罰する取り決めはない。法では本人の保護と虐待をしている人の支援をしなければならないとされている。介護の仕方が分からないなど何かの理由があるはずなのだ。

4. 事務連絡                      次回は6月頃（日程が決まり次第、通知）

5. 閉 会